

事業者の皆さま向けセミナー

長期使用製品安全点検制度について
長期使用製品安全表示制度について
石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池
及びガスコンロの製品指定について

平成19年4月8日
経済産業省



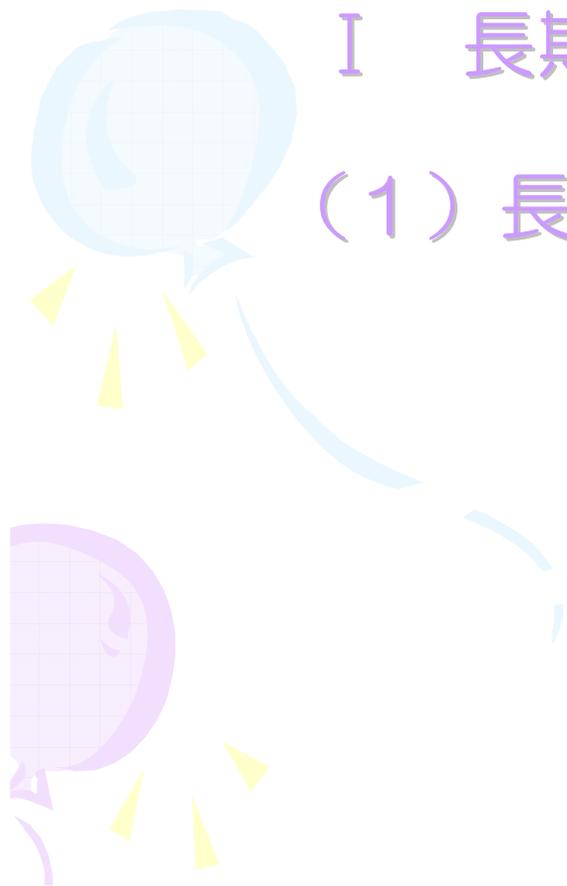
経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry



I 長期使用製品安全点検制度について

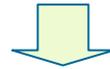
(1) 長期使用製品安全点検制度創設の背景



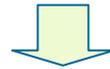
(1) 長期使用製品安全点検制度創設の背景

これまでの製品安全対策 - 事前規制

- 製品を指定し、技術基準を定める。
製造・輸入事業者は、技術基準に適合するよう製造・輸入しなければならず、適合しないものは出荷できない。
- 販売事業者等は、技術基準に適合する表示の付された製品でなければ販売できない。



市場出荷後も含めた製品安全確保の強化が強く求められるように

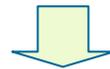


事後規制 - 事前規制に加えて

行政に事故情報が適切に報告されていない事故事例があったことを受け、平成18年臨時国会において消費生活用製品安全法が改正され、**重大製品事故報告・公表制度**が平成19年5月14日からスタートした。



製品が市場に出荷された後は、製品の所有者に保守が委ねられ、保守が適切になされないまま**製品が劣化して生じる事故**(= **技術基準適合規制では対応できない事故**)が発生しているという事実



平成19年臨時国会において**消費生活用製品安全法が再び改正され、長期使用製品安全点検・表示制度が創設された(平成21年4月1日から施行)**

(1)長期使用製品安全点検制度創設の背景

所有者による保守が難しい製品の長期使用に伴って生じた重大製品事故の例

ガス瞬間湯沸器に係る重大製品事故の例

製品	ガス瞬間湯沸器
使用年数	約16年
事故内容と機器の状況	熱交換器フィン部に多量のすすが付着し、逆バイアス熱電対部の逆起穴もすす詰まりをしていたため 不完全燃焼防止装置が作動せず、一酸化炭素が発生 し続け消費者一名が死亡した。
原因	不燃防止装置が作動したにもかかわらず、 点火を繰り返し 、不燃防不作動となる。換気扇とガス漏れ(CO)警報機の電源が抜いてあり、換気扇を使用せずに使用。

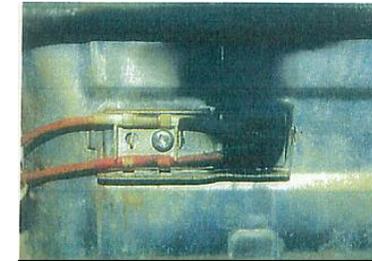


写真1 逆バイアス熱電対部の逆起穴のすす詰まり



写真2 逆バイアス熱電対部の逆起穴の裏側に多量のすす付着

密閉燃焼式石油温風暖房機に係る重大製品事故の例

製品	密閉燃焼式石油温風暖房機
使用年数	約20年
事故内容と機器の状況	二次エアホースの送風機側湾曲部の外側にV字型の孔が生じていた結果、燃焼用空気の供給が減少し、 一酸化炭素が漏れ出して 、消費者一名が死亡、一名が 重体 となった。
原因	二次エアホースにオゾン、熱等による劣化から生じた亀裂が 成長 して発生した孔によって、二次エアの供給不足、不完全燃焼、更に一酸化炭素の高濃度化がもたらされた。加えて、給排気筒の防虫網と不完全燃焼により発生したすすの影響で熱交換器が一部閉塞し、異状を助長した。

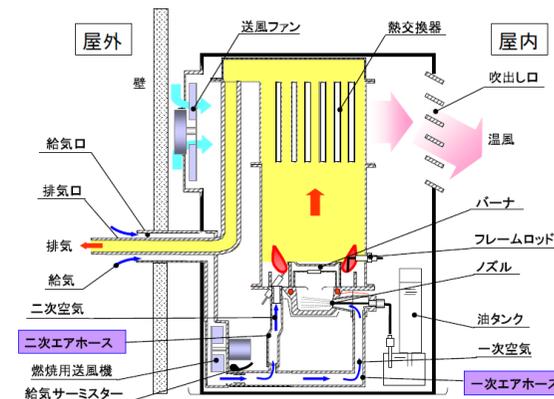


図 密閉燃焼式石油温風暖房機の断面図

(1)長期使用製品安全点検制度創設の背景

浴室用電気乾燥機に係る重大製品事故の例

製品	浴室用電気乾燥機
使用年数	約20年
事故内容と機器の状況	浴室の天井裏に設置されていた浴室換気乾燥機のターミナルボックス部から発火し、火災が生じた。
原因	長期使用により、浴室に面するターミナルボックス部のふたが反って、取り付けられた天井との間に隙間が出来、そこから浴室の高湿度の空気が進入して、機器と電源電線の接続部を腐食させた。腐食した接続部は接触抵抗が増加し、異常過熱のうえ発煙・発火に至った。

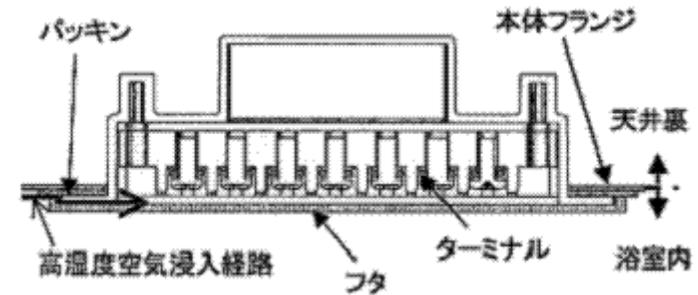


図1 浴室用電気乾燥機のターミナルボックス部

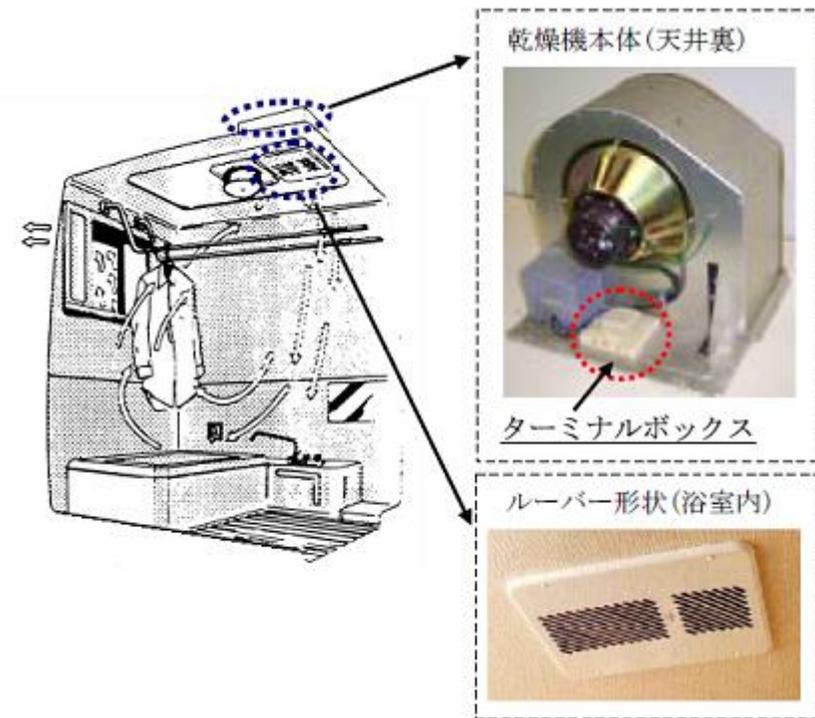
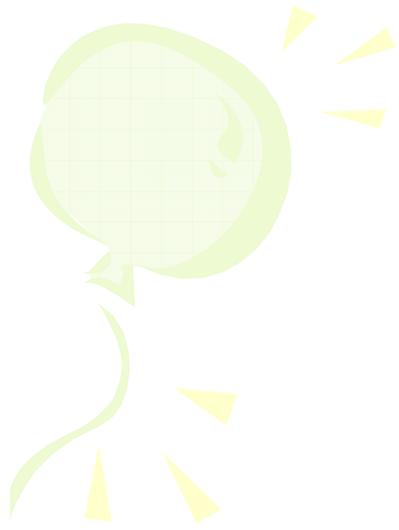
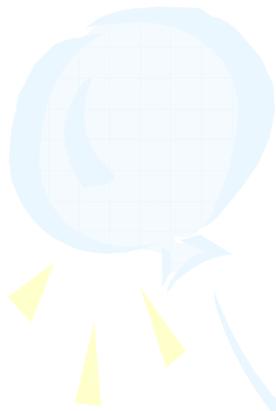


図2 浴室用電気乾燥機の設置形態



I 長期使用製品安全点検制度について



(2) 長期使用製品安全点検制度の概要



(2) 長期使用製品安全点検制度の概要

特定保守製品

「消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化(経年劣化)により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。」(法第2条第4項)

要件 消費生活用製品であること

一般消費者の生活の用に供される目的で、通常、市場で一般消費者に販売されるもの

たまたま店舗等で使用されている場合でも、市場で一般消費者向けに販売されているものは「消費生活用製品」

要件 経年劣化により安全上の支障が生じるおそれがあること

劣化しても安全上支障が生じないものは問題ない

経年劣化による事故発生率が高く、潜在的に危険性が高い製品

要件 一般消費者の生命又は身体に特に重大な危害を及ぼすおそれが多いこと

燃焼系の機器や、高圧・大電流系の電気製品等はいったん支障が生じると、危害を及ぼすおそれが特に多い

要件 使用状況等からみて適切な保守を促進することが適当であること

点検してまで使い続けるというニーズがないものにつき、保守を促進することは必要でない

消費者が自分で適切に保守できるような簡便な構造のものは保守を促進するに足りない

長期に使用されがちであり、かつ、消費者自身による保守が難しい設置・組込型製品等が該当

特定保守製品として指定の製品
(9品目)(施行令別表第3)

- ✓屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用、LPガス用)
- ✓屋内式ガスふろがま(都市ガス用、LPガス用)
- ✓石油給湯機
- ✓石油ふろがま
- ✓密閉燃焼式石油温風暖房機
- ✓ビルトイン式電気食器洗機
- ✓浴室用電気乾燥機

(2) 長期使用製品安全点検制度の概要

制度の主要な流れ

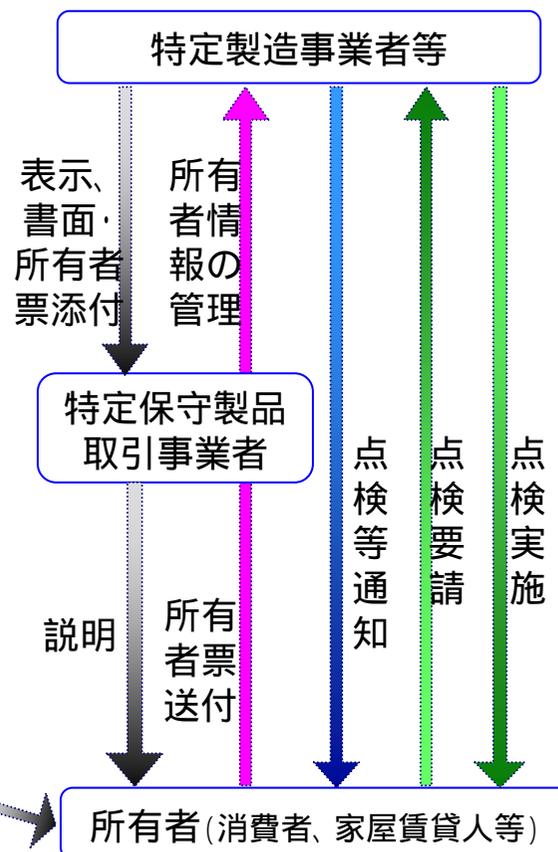
特定保守製品への表示(設計標準使用期間、点検期間等)、書面・所有者票添付の義務付け

重要事項の説明の義務付け

所有者による所有者情報の提供(登録・変更)責務と特定保守製品取引事業者の協力責務

所有者情報の適切な管理等の義務付け

関連事業者
(仲介、設置・修理、エネルギー供給等)

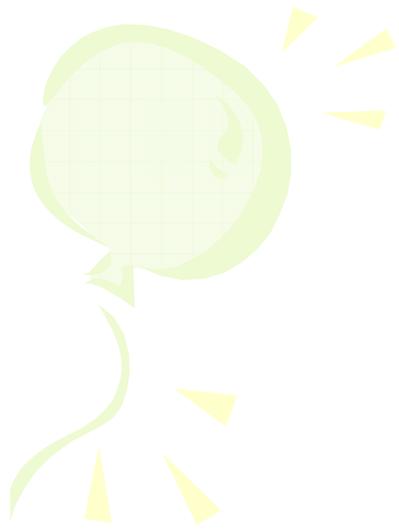


点検の必要性等に関する通知の義務付け

所有者の点検実施責務

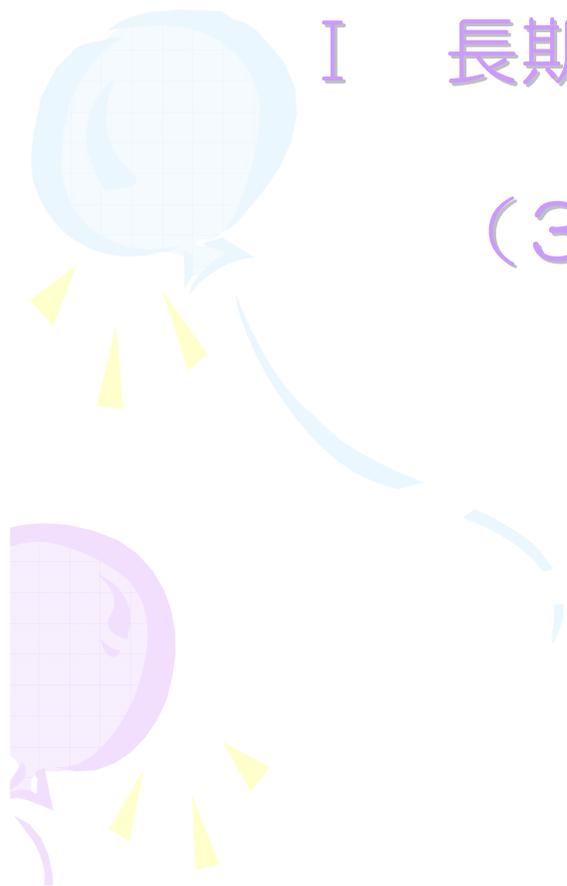
点検応諾及び点検実施体制整備の義務付け

関連事業者の情報提供責務



I 長期使用製品安全点検制度について

(3) 製造・輸入事業者の役割



特定製造事業者等の義務と責務

特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)は、製品の技術情報を持ちうる者であることから、製品の所有者に対して点検等の保守に関する情報を提供し、所有者の保守に関する取組をサポートするための役割を担う。

- ・事業の届出義務(法第32条の2)
- ・製品への表示義務(法第32条の3、法第32条の4第1項)
- ・製品への書面・所有者票の添付義務(法第32条の4第2～第3項)
- ・製品の所有者情報の管理等義務(法第32条の9～11、法第32条の13)
- ・点検通知義務(法第32条の12)
- ・点検実施義務(法第32条の15)

法施行
日(平成
21年4
月1日)
以降に
製造・輸
入された
製品に
限る

・点検等の保守サポート体制の整備義務(法32条の18～19) → 既販品も対象

事業の届出義務

- 特定保守製品を製造・輸入する事業者(特定製造事業者等)は、事業開始又は法施行日後30日以内に届け出る必要あり(法第32条の2第1項、施行令附則第3条第1項)
- 実際の届出は、**本店**又は主たる事務所の所在地を管轄する**経済産業局長**に提出しなければならない(省令第3条第1項)
- 特定保守製品毎に届出をする必要はなく、**複数**の特定保守製品を**製造・輸入**している事業者であっても、**一つの届出**で足りる(**製造・輸入の両方**の事業を行っている場合は**それぞれの届出**となる)(予定)
- 届出義務違反は、30万円以下の罰金(法第59条第6号): **直罰**

OEM生産品・PB品に関して、ブランド事業者と供給元事業者のいずれが特定製造事業者等となるかについては、「消費生活用製品安全法におけるOEM生産品・PB品の取扱いに関するガイドライン」で示す。単にブランドを付しているのみであると評価できる場合を除き、**ブランド事業者が特定製造事業者等**となる予定。

製品への表示義務

- 設計標準使用期間及び点検期間の他、点検の要請を容易にするため、問合せ連絡先等を記載することが必要(法第32条の4第1項)
- 表示は製品の見やすい箇所に読みやすい記載で、容易に消えない又ははく離しない方法で行うことが必要 製品本体に表示することが適当でない場合には、遠隔操作装置等に記載することができる(省令第6条第1項)

製品本体の表示のイメージ

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名
株式会社ABC
県 市 区 町**
2. 製造年月 20XX年XX月
3. 製造番号 XXXX - XXXXXX
4. 設計標準使用期間 年
5. 点検期間 20XX年XX月 ~ 20XX年XX月
6. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120 - XX - XXXX

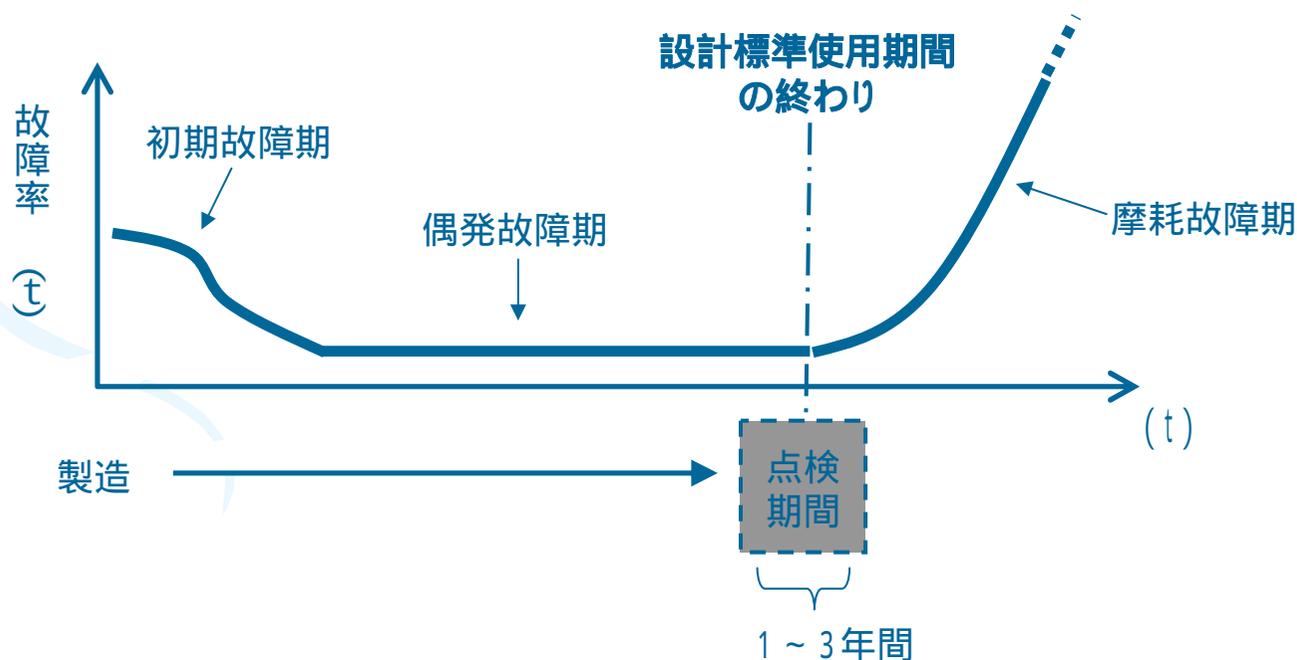
遠隔操作装置の表示のイメージ

特定保守製品

1. 特定製造事業者等名 株式会社ABC
 2. 設計標準使用期間 年
 3. 問合せ連絡先
株式会社ABC お客様相談センター
0120 - XX - XXXX
- 製造年月、製造番号、点検期間については製品本体に記載

設計標準使用期間及び点検期間の設定義務

- **設計標準使用期間** (標準的な使用条件 (温度、湿度等の使用環境、電源電圧、運転負荷、運転時間等の使用条件、運転回数等の使用頻度) の下で安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間 (加速試験、耐久試験等の科学的試験を行った結果算出された数値等に基づき終期を設定) を定めなければならない (法第32条の3第1号、省令第5条第1号)
- **点検期間** (設計標準使用期間の終期の前後にそれぞれ6月～1年6月の期間) を定めなければならない (法第32条の3第2号、省令第5条第2号)



(3) 製造・輸入事業者の役割

製品への書面・所有者票の添付義務

- 製品には、設計標準使用期間の**算定根拠**、点検を行う**事業所の配置等**の点検実施体制、点検の結果必要となると見込まれる**部品保有期間等**を記載した書面（**取扱説明書**でよい）を添付する必要あり（第32条の4第2項）
- 製品の所有者が、所有者情報を、特定製造事業者等に提供できるようにするための**所有者票**を添付する必要あり（第32条の4第3項）

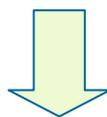
<p>料金を取人払 郵便はがき</p> <p>XXXXXX</p> <p>(受取人) XX局私書箱XX号 株式会社ABC お客様カード登録係 行</p> <p>SAQ8491</p>	<p>お客様控え所有者票</p> <p>お客様へ(法定説明事項) お買上頂きました製品は、平成21年4月1日施行の消費生活用製品安全法(消安法)で指定される「特定保守製品」です。この製品の所有者は、消安法上、次のことが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> この製品は、経年劣化により危険を及ぼすおそれがあるため、この製品の所有者は、点検期間に点検を行う(有害な法定点検)などの保守を行うことが求められています。 この製品の所有者は、この所有者票を送付することにより、この製品の製造・輸入事業者に所有者登録することが求められています。 この製品の所有者は、所有者登録の欄に基づいて、この製品の製造・輸入事業者から、点検期間の始まる時期に、法定点検の通知を受けることとなります。 この製品の所有者は、所有者登録の欄に変更があった場合は、変更の登録が求められます。画面の所有者登録の連絡先又は製品に表示の連絡先に速やかに連絡をお願いします。 <p>所有者登録におあたり、この製品の所有者から、この所有者票をお送り頂くなどにより、所有者情報のご提供を受けた場合には、販売事業者はこの所有者票を送付する方法によって、この製品の製造・輸入事業者に所有者情報を速やかに提供し、所有者登録を代行することとなります。</p>	<p>所有者票(送信用)</p> <p>お客様記入欄 ・ 箇所は消安法で求められる記入必須項目です。 ・ 物件管理会社様へ法定点検通知を送付ご希望の場合は、も記入下さい。 ・ お客様記入欄には「個人情報保護シート」を添付して下さい。</p> <p>特定保守製品所有者情報</p> <p>フリガナ お名前 〒 都道府県 市 区 部 通知等送付先ご住所 〒A-B-C-D-E 都道府県 市 区 部 部屋番号 号室 電話番号 FAX番号 法定点検等通知方法 郵送による通知のみ希望 郵送と両方希望(各社任意事項) E-mailアドレス @ 次欄による製品ご使用の住所をご記入下さい。この場合は左記にチェックを入れて下さい。上記住所と同じ場合は記入不要です。</p> <p>製品の所在場所 〒 都道府県 市 区 部 〒A-B-C-D-E 都道府県 市 区 部 部屋番号 号室</p>	<p>お客様控え所有者票</p> <p>この所有者票はお客様の控えとなります。取扱い説明書とともに大切に保管して下さい。</p> <p>所有者登録の方法 所有者票、インターネット、携帯電話、電話のいずれかよりご登録下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 所有者票(返信はがき)でのご登録 所有者票に所定事項をご記入のうえ、ミシン目で切り取って返信して下さい。インターネット、携帯電話、電話からご登録頂く場合は、所有者票の返信は不要です。 インターネットでのご登録(各社任意事項) http://www.abc.co.jp/user/へアクセスし、画面の案内にしたがって登録して下さい。 携帯電話でのご登録(各社任意事項) 右のQRコードもしくはhttp://www.abc.co.jp/user/で携帯サイトにアクセスし、画面にしたがって登録して下さい。 電話でのご登録(各社任意事項) 株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXXへご連絡下さい。受付時間は平日9:00～17:00です。 <p>所有者登録頂いた情報は消安法、個人情報保護法及び当社規定により適切な安全対策のもとに管理し、法定点検、リコール等製品安全に関するお知らせをする場合以外には使用致しません。</p> <p>所有者登録情報の変更又は法定点検についてのお問合せは、下記連絡先又は表面の点検連絡先までご連絡下さい。ホームページでは法定点検に関するご案内をしております。 株式会社ABCお客様相談センター 0120-XX-XXXX 株式会社BCホームページ http://www.abc.co.jp/</p>
<p>特定保守製品</p> <ol style="list-style-type: none"> 製品名 XX-XXXXXX 製造・輸入事業者名 株式会社ABC 製造年月 20XX年XX月 製造番号 XXXX-XXXXXX 設計標準使用期間 年 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月 <p>販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄</p> <p>販売事業者: 説明年月日: 20 年 月 日</p>	<p>販売事業者(特定保守製品取引事業者)控えへ ・販売事業者は、消安法上、この製品をお客様に引き渡す際、上記項目を説明する義務があります。 ・販売事業者は、お客様(所有者)から所有者登録の協力申し出があった場合は、本所有者票の送付又は画面の登録方法によって所有者登録を行って下さい。</p> <p>販売事業者(特定保守製品取引事業者)記入欄</p> <p>販売事業者: 説明年月日: 20 年 月 日</p>	<p>次に記入いただいた場合、点検通知はご住所に送付いたします。</p> <p>物件管理会社情報</p> <p>法人名称 〒 都道府県 市 区 部 所在地 〒 都道府県 市 区 部 建物名称 電話番号 FAX番号</p> <p>重要 表面(お客様控え所有者票)の「お客様へ(法定説明事項)」の各項目について、販売事業者から説明を受けましたか? にチェックを入れて下さい。 はい いいえ</p>	<p>1. 製品名 XX-XXXXXX</p> <p>2. 製造・輸入事業者名 株式会社ABC</p> <p>3. 製造年月 20XX年XX月</p> <p>4. 製造番号 XXXX-XXXXXX</p> <p>5. 設計標準使用期間 年</p> <p>6. 点検期間 20XX年XX月～20XX年XX月</p> <p>7. 点検連絡先 株式会社XYZ 0120-XX-XXXX</p>



貼って返送

製品の所有者情報の管理義務

- 特定製造事業者等につき、個人情報保護法よりも**上乘せの規制**が適用される
- 個人情報保護法と**重なり合いがない部分**については、個人情報取扱事業者に該当する特定製造事業者等には**個人情報保護法の原則規定**が適用される



- 特定製造事業者等の下に大量の所有者情報 (= 個人情報) が**集約**される
- **所有者による所有者情報の提供**と、**特定製造事業者等による所有者情報の管理**が適切に行われることが必要

特定保守製品取引事業者は、個人情報保護法の原則に服する

製品の所有者情報の管理に関して、消費生活用製品安全法と個人情報保護法のいずれが適用されるかについては、「**消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン**」で示す。

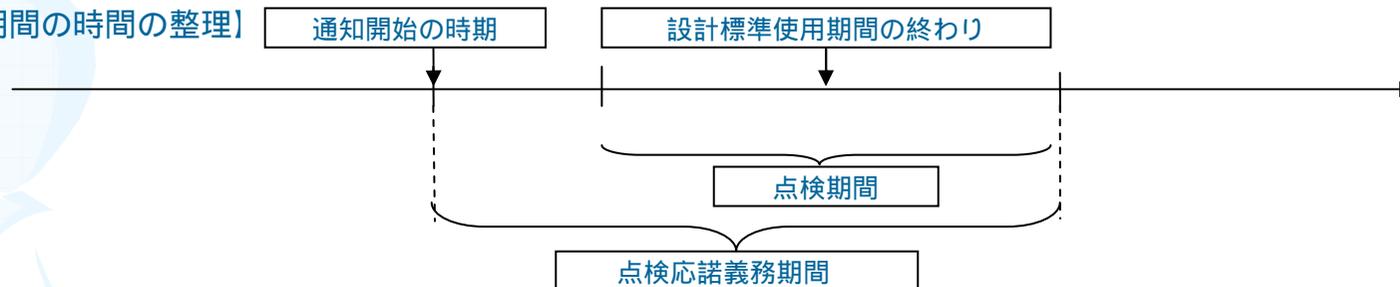
個人情報保護法との主な相違点等

消費生活用製品安全法	個人情報保護法
特定製造事業者等が義務の対象者(データ保有件数要件なし)	過去6か月間に5000人分より多い個人データを持った事業者が義務対象
利用目的の制限(法第32条の10) 所有者情報の利用目的は、点検通知と製品の適切な保守に資する事項(例:取扱注意事項やリコール情報の提供)以外に定めてはならない	個人情報保護法上は、利用目的の制限なし
利用目的の事前公表(法第32条の9)	事後の通知でも足りる
所有者名簿の作成・保管義務(法第32条の11) 事業承継等に伴って取得した所有者名簿の保管義務あり	個人情報保護法上、規定なし
所有者情報の目的外の取扱い禁止(第32条の13第1項) 本人の同意なくして目的外の第三者提供は禁止	第三者提供が禁止されるのは個人情報ではなく 個人データ
所有者情報の安全管理義務(第32条の13第2項)	管理義務が課されるのは個人情報ではなく 個人データ
勧告前置なし、命令違反は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金:併科あり	原則勧告前置、命令違反は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金:併科なし

点検通知義務及び点検実施義務

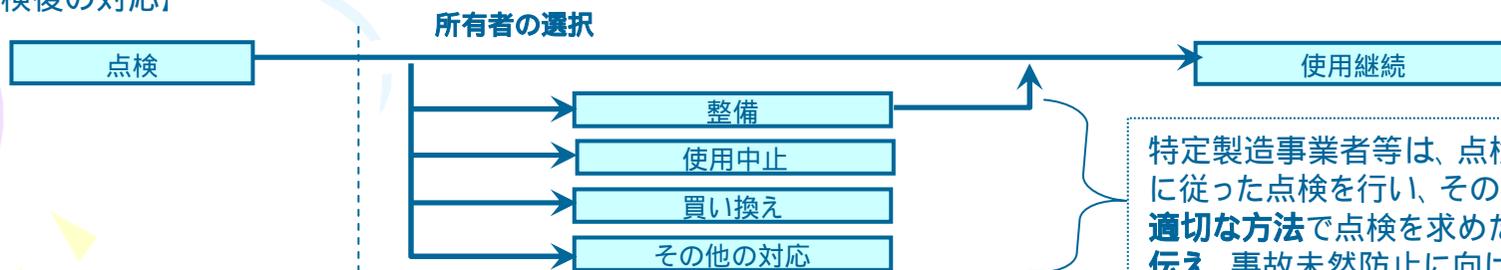
- 特定製造事業者等は、**点検期間開始前**(6月間内)に、製品の所有者に対し、**点検通知**を発しな
なければならない(第32条の12第1項、省令第10条1項)
- 特定製造事業者等は、点検通知の時期を始期として**点検期間中**に点検の実施を求められたと
きは、点検基準に従って点検を**実施**しなければならない(第32条の15)
義務内容は経年劣化による危害を防止するための点検の応諾であり、**整備**まで行う義務はな
い

【点検期間の時間の整理】



期間中に受け付けた点検は、実施しなければならない。

【点検後の対応】



特定製造事業者等は、点検基準に従った点検を行い、その結果を適切な方法で点検を求めた者に伝え、事故未然防止に向けた所
有者の行動を促す

点検等の保守サポート体制の整備義務

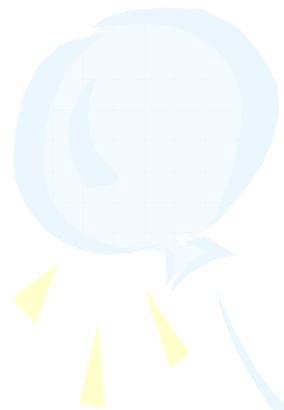
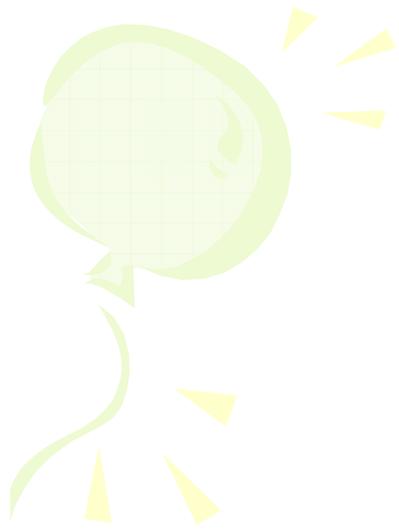
特定保守製品の経年劣化による危害を防止するため、点検その他の保守を実施するために必要な体制整備のための判断基準を国が定める(法第32条の18) **既販品も含む**

< 省令で定める判断の基準(省令第13条) >

- ◆ **点検を行う事業所の配置** 地理的条件、交通事情、販売状況等を勘案して、点検が能率的に行われるよう適正に配置し、各事業所に点検を行う技術者を確保する
- ◆ **点検料金の設定** 適正な原価を著しく上回らないものとして定められた技術料、出張料等の費用の合計とする
- ◆ **点検料金の公表・告知** 点検料金の設定基準をインターネット等で公表し、点検を求められた場合、点検に先立って内訳、目安を伝える
- ◆ **点検に必要な手引の作成・管理** 点検基準に基づき(既販品は準ずる)作成し、点検を委託する場合の委託先や第三者機関に送付し、保管を依頼する(既販品を除く)
- ◆ **整備に要する部品の保有** 販売状況を勘案して保有期間を定め、保有する(既販品を除く)
- ◆ **部品の保有状況に関する情報提供** 点検を求められた場合、点検に先立って部品の保有状況を伝える
- ◆ **点検期間にあるものについての情報提供** 点検期間(既販品は相当する期間)にある製品の型番号等をインターネット等で提供する
- ◆ **技術的講習の実施** 点検を行う技術者に講習を定期的に行う(委託する場合には、講習等を行う)
- ◆ **点検結果の記録** 点検結果を記録し、一定期間(3年間)保管する
- ◆ **点検結果の伝達** 点検結果は、点検を求めた者に適切な方法(書面を交付する等)で伝える

特定製造事業者等は、判断基準を勘案して、適切な点検その他の保守のために必要な体制を整備しなければならない(法第32条の19) **既販品も含む**

判断基準に照らして著しく不十分な場合に、主務大臣による**勧告・公表・命令**(法第32条の20)



I 長期使用製品安全点検制度について

(4) 特定保守製品取引事業者の役割



引渡時の説明義務

- 特定保守製品又は製品が付属する建物の所有権を移転させる効果を伴う取引を行う事業者（**特定保守製品取引事業者**）は、取引相手である所有権取得者に対する安全に配慮し、点検等の保守や所有者登録等の必要性を説明しなければならない（法第32条の5）
法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品に限る
- 説明事項は、**所有者票**に記載されている事項をそのまま相手方に説明すればそれで足りる
- 説明義務違反は**勧告・公表**（命令・罰則はなし）

該当する典型例：

- 特定保守**製品**そのものを販売する場合
- 特定保守製品が**付属**する**建物**を販売する場合
- 建物**建築請負**契約において、建物設備に特定保守製品が**含まれる**場合

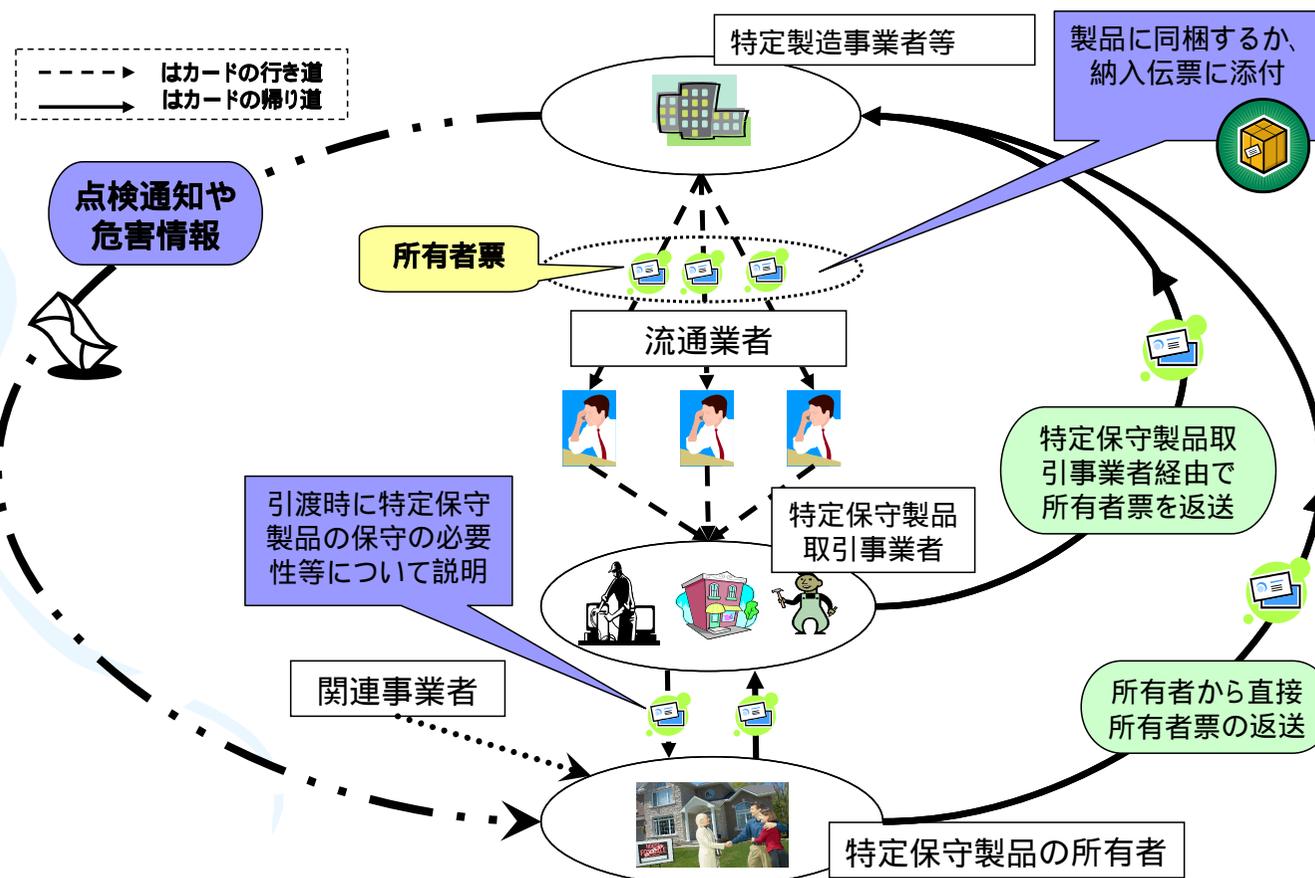
- ✓ 説明の相手方は一般消費者に限らない（所有者として**家屋賃貸人**等の事業者がありうることを考慮）
- ✓ 取得者が、製品又は製品が付属する建物を**再度譲渡**することを目的として取得しようとする者（卸業者、建物の転売）の場合、製品又は製品が付属する建物を賃貸することを約して取得しようとする者（**セール・アンド・リースバック**）の場合、製品の知識を有し、保守を的確に遂行することができる者（**AM業者・PM業者**）に委託することとして取得しようとする者の場合、製品を**廃棄**する旨を申し出て建物を取得しようとする者の場合、建物に製品を**付属させ**、建物を**譲渡**することを目的として取得しようとする者の場合は**説明不要**となる
- ✓ 説明すべき時期は、まさに引渡しを行うその時でなければならないわけではなく、引渡しと**時間的に先後**することは許される（ただし時間的に密接であることは必要）

(4) 特定保守製品取引事業者の役割

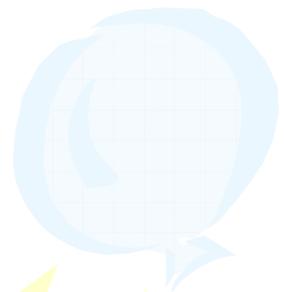
所有者情報の提供の協力責務

特定保守製品取引事業者は、製品の取得者が行う所有者登録手続(所有者情報の特定製造事業者等への提供)に協力しなければならない(法第32条の8第3項)

- 1 行政処分を伴う義務ではない
- 2 法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品に限る



協力の方法としては、所有者票を代わって送付することのほか、オンライン登録を設けているような特定製造事業者等の製品の場合には、**オンライン登録**を代わって行うといった手法が考えられる



I 長期使用製品安全点検制度について

(5) 関連事業者の役割



所有者情報の提供の協力責務

特定保守製品の取引の仲介(不動産取引仲介業者等)、修理・設置、ガス・電気・石油供給を行う事業者(関連事業者)は、製品の所有者に対して、点検等の保守や所有者登録等の必要性についての情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。(法第32条の7)

- 1 行政処分は伴わない
- 2 法施行日(平成21年4月1日)以降に製造・輸入された製品に限る

具体例

不動産取引仲介業者

建物の売主から買主に対して渡される**設備表**に、特定保守製品に関する記載を設ける

設置事業者

引越に伴う設置のような場合に、所有者登録内容の更新の必要性を伝える

修理事業者

修理の際に所有者登録されているか、されていなければ登録の必要性を伝える

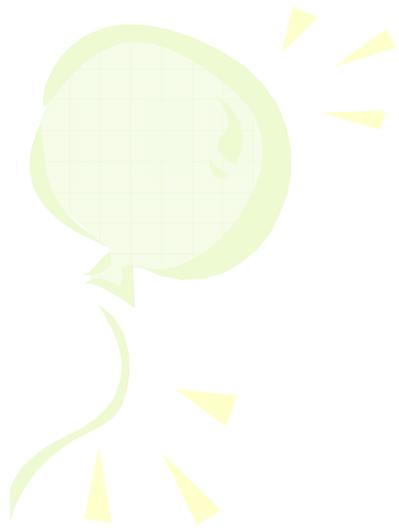
エネルギー供給業者

保安点検・調査の結果や料金等を需要家に対して通知するにあたり、**書面・チラシ**等を配布する場合は、当該書面等に所有者登録・変更等の必要性を記載する

仲介業者用定型 書式のイメージ

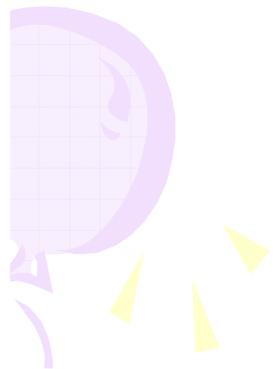
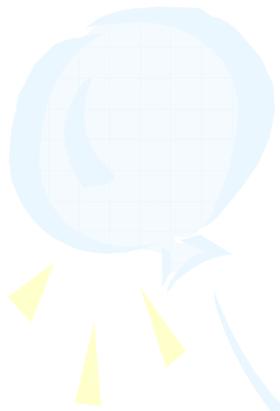
特定保守製品(屋内式ガス瞬間湯沸器、屋内式ガスふろがま、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機)の**設置の有無**

特定保守製品とは、消費生活用製品安全法第2条第4項により指定されている製品で、製品の所有者に**所有者登録等の責務と点検等の責務**が課されています。



I 長期使用製品安全点検制度について

(6) 所有者の役割



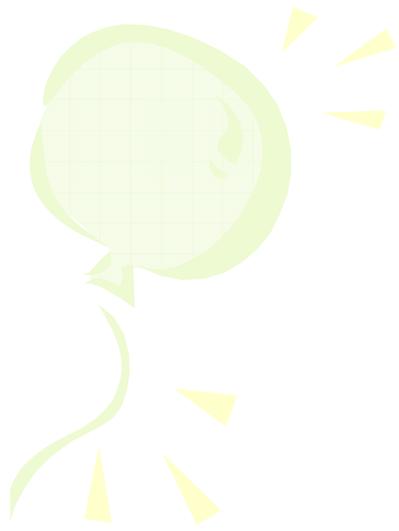
所有者情報の提供の責務及び点検等の保守の責務

- 特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に対して、所有者情報を提供する責務を負う（法第32条の8第1項）
- 特定保守製品の所有者は、事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、点検を行う等その保守に努めるものとする（法第32条の14）
- 特に、特定保守製品を賃貸の用に供する事業者（家屋賃貸人等）は、賃借人の安全に配慮すべき立場にあることから特にその保守が求められる（法第32条の14第2項）
 - 1 行政処分は伴わない
 - 2 法施行日（平成21年4月1日）以降に製造・輸入された製品に限る

製品がいったんエンドユーザー（消費者）の手に渡った後は、所有者が管理するのが原則

消費者基本法にも「消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない」（同法第7条第1項）とあることを受け、所有者の責務を規定

管理を怠ることにより事故が発生すれば、自己だけではなく**第三者にも危害が及びうる**



I 消費生活用製品安全法の改正について

(7) 経年劣化に関する情報収集・提供



(7) 経年劣化に関する情報収集・提供

問題点

経年劣化に起因する危害は、特定保守製品に限らず起こりうる



事故報告制度によって得られた情報を国が分析し、その結果として得られる経年劣化に関する情報（例：どのような製品につき経年劣化による危害が生じるか、どのような材料が劣化しやすく、いかなる危害が発生しうるか等）を公表する（法第32条の21） 既販品も対象



製造・輸入事業者は、公表された情報を活用し、設計や製品への表示の改善を行うよう努める（法第32条の22第1項） 既販品は対象外

例：他社が製造する同種の製品で、経年劣化による危害が発生したという情報が国から公表された場合に、それを生かして注意喚起表示を行う

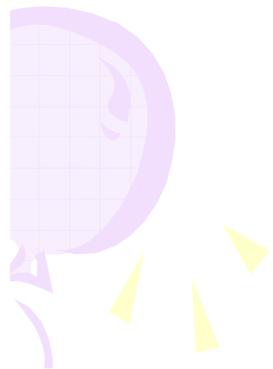


製造・輸入事業者、小売販売事業者は、経年劣化による危害の発生防止に資する情報を収集し、収集した情報を一般消費者に提供するように努める（法第32条の22第2項） 既販品も対象

例：カタログに「この製品は 年程度使用すると経年劣化による危害の可能性が高くなります」といった記載を行う



Ⅱ 長期使用製品安全表示制度について



長期使用製品安全表示制度について

長期使用製品安全表示制度

経年劣化による重大事故の**件数**が一定程度の製品について、設計上の標準使用期間等の**表示**によって消費者に対して情報提供を行う制度



電気用品安全法といった製品ごとの個別法の技術基準省令を改正することによって対応
(技術基準改正で足りる)

長期使用製品安全点検制度

経年劣化による重大事故の**発生率**が一定割合以上の製品についての**点検**等を行う制度



消費生活用製品安全法の改正による
(技術基準改正では足りない)



長期使用製品安全表示制度の対象製品(予定)

扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビ

平成21年4月1日
施行予定
施行日以降に
製造・輸入された製
品に限る

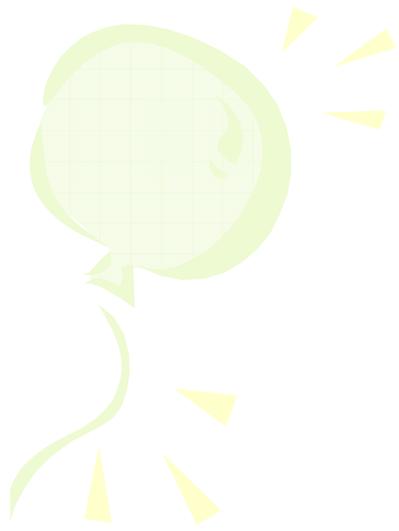
製品への表示のイメージ:



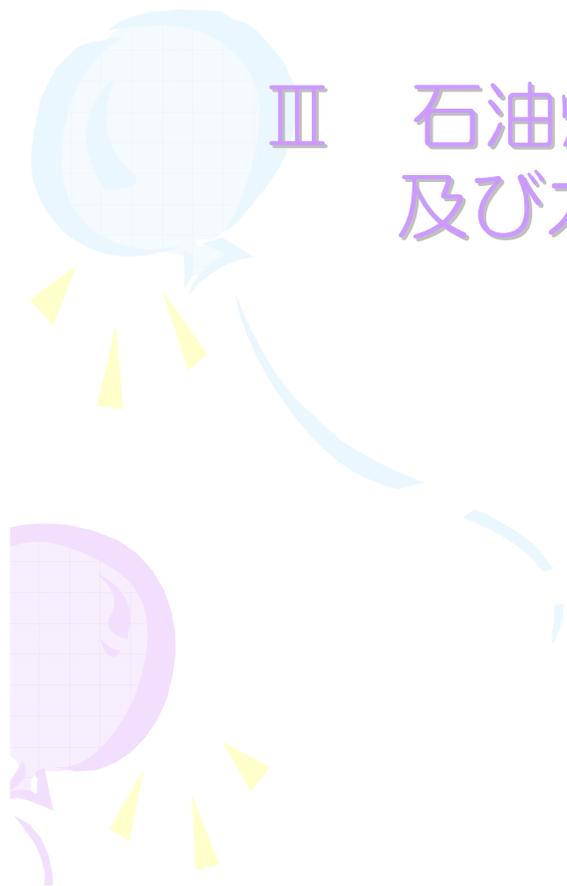
【製造年】20XX年

【設計上の標準使用期間】 年

設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。



Ⅲ 石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池 及びガスコンロの製品指定について





Ⅲ 石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池 及びガスコンロの製品指定について

(1) 石油燃焼機器の製品指定

石油燃焼機器が製品指定されました

石油燃焼機器を「消費生活用製品安全法」の規制品目に製品指定し、技術基準省令において具体的な内容を義務づける予定。

(平成21年4月1日施行、販売猶予期間は平成23年3月31日まで)

法規制対象：石油給湯機(灯油の消費量70KW以下、熱交換器容量50リットル以下)

…空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務付け

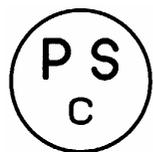
石油ふろがま(灯油の消費量39KW以下)

…空だき防止装置、一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務づけ

石油ストーブ(ファンヒーターを含む)(灯油の消費量12KW以下(開放燃焼式で自然通気型は7KW以下))

…不完全燃焼防止装置、カートリッジ給油式ストーブに給油時消火装置等の義務づけ

製品指定によって、PSCマークの表示がない石油燃焼機器は販売できなくなります。



PSCマークの例



石油給湯機



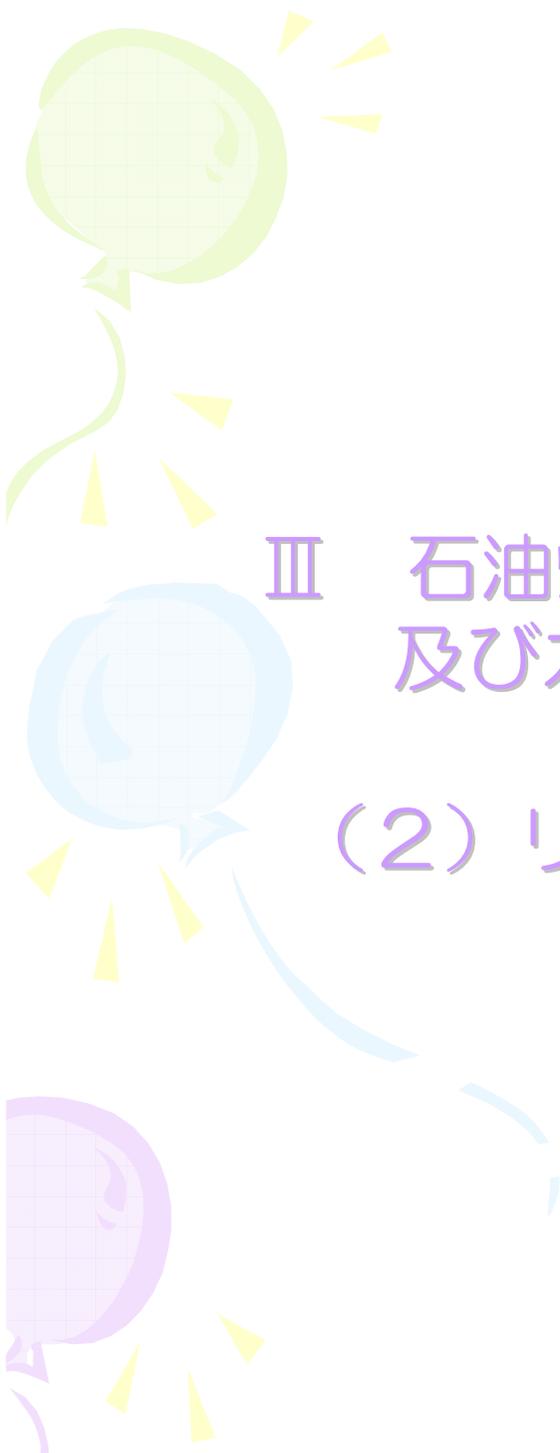
石油ふろがま



石油ストーブ



ファンヒーター³¹



Ⅲ 石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池 及びガスコンロの製品指定について

(2) リチウムイオン蓄電池の製品指定

リチウムイオン蓄電池が製品指定されます

従来電気用品安全法の規制対象として、コンセントにつないで使用する電気用品のみを対象としていたところ、「蓄電池であって、政令で定めるもの」を電気用品の定義に追加して、規制の対象としました。平成20年11月20日施行予定。(ただし、施行日以前に製造・輸入されたものは除く。)

- 政令において、単電池1個当たりの体積エネルギー密度が400ワット時毎リットル以上のリチウムイオン蓄電池を指定予定。ただし、自動車用、医療用機械器具用、産業用機械器具用などは除く。
- リチウムイオン蓄電池の製造(輸入)事業者は、技術基準の適合義務、自主検査の実施によりPSEマークを表示することができます。また、PSEマークのないものは販売できません。
- 技術基準は、JIS C8712「密閉型小形二次電池の安全性」のうち、リチウムイオン蓄電池に係る事項をベースとして、JIS C8714「携帯電子機器用リチウムイオン蓄電池の単電池及び組電池の安全性試験」を上書きして作成。具体的には、圧壊試験、外部短絡試験、外部加熱試験、強制内部短絡試験等を予定。

リチウムイオン蓄電池の形態



ノートパソコン用



携帯電話用



PSEマークの例



Ⅲ 石油燃焼機器、リチウムイオン蓄電池 及びガスコンロの製品指定について

(3) ガスコンロの製品指定

ガスコンロが製品指定されます

家庭用ガスコンロを「ガス事業法」、「液化石油ガス法」の規制対象品目に指定し、技術基準省令において全口バーナーに「調理油過熱防止装置(あげルック)」と「立ち消え安全装置」の装着を義務付ける予定。
(平成20年10月施行予定、販売猶予期間1年程度を検討)

法規制対象: バーナー1個当たり5.8KW以下、全てのバーナー総和14KW以下
(オープン付きは21KW以下)のガスコンロ

製品指定によって、PSマークの表示がないガスコンロは販売できなくなります。



PSマークの例



卓上型一口ガスコンロ



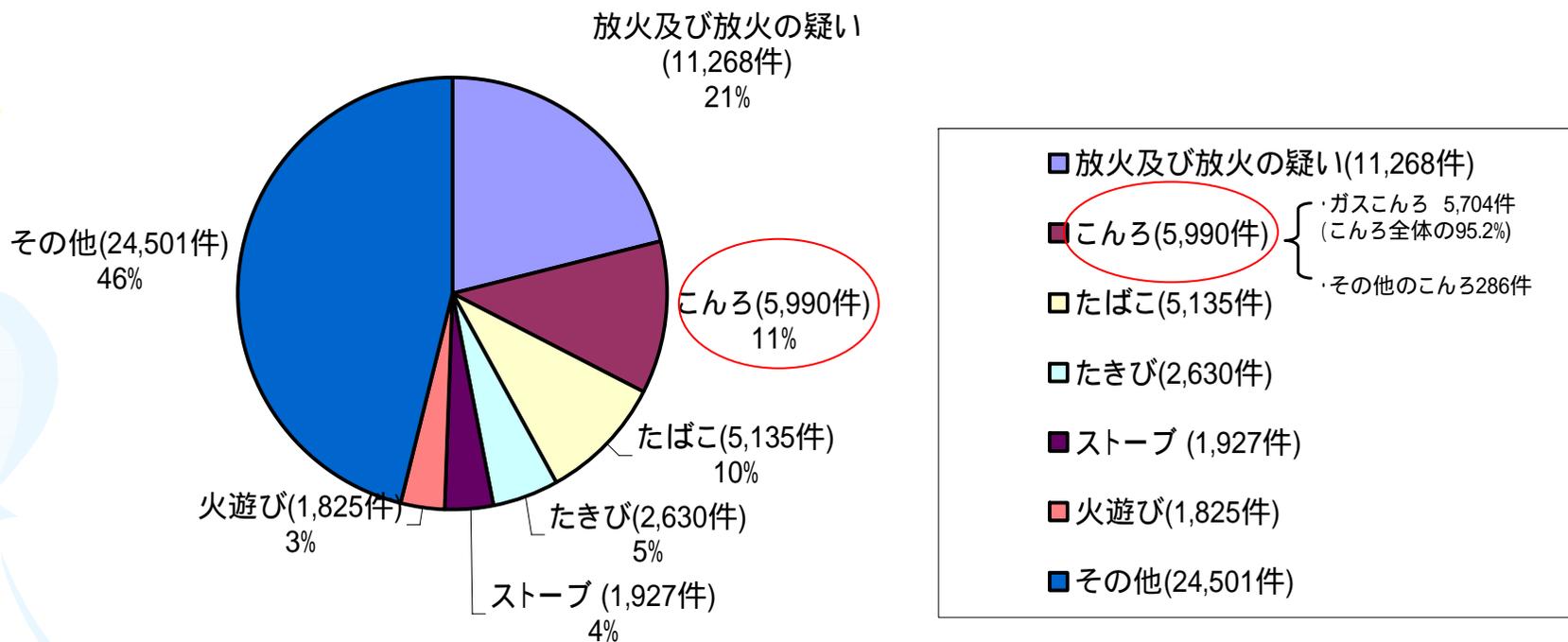
業務用ガスコンロ

業務用ガスコンロについては、調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置の搭載免除を、卓上型一口ガスコンロについては、調理油過熱防止装置の搭載免除を予定

(3) ガスコンロの製品指定

火災出火原因(平成18年)

総出火件数 53,276件



出典:平成19年版 消防白書

* 東京消防庁が公表している「平成18年中の火災概要」では、**天ぷら油による火災は414件発生し、うち「家庭用ガステーブル等」を使用して天ぷら火災になったものは262件で全体の6割以上を占めている。うち、3割弱は調理油過熱防止装置が搭載されているが、そのすべてが装置のついていない側のバーナーを使用して発火したことが判明。**

(3) ガスコンロの製品指定

調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置



立ち消え安全装置

風などで火が消えてしまった時は、立ち消え安全装置がガスをストップします。



立ち消え
安全装置

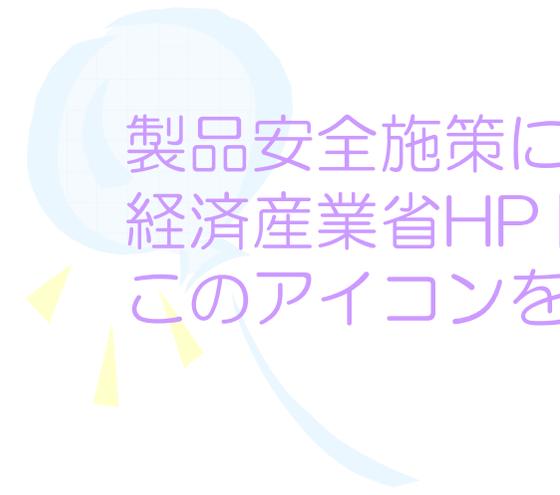
調理油過熱防止装置



温度センサーがなべ底の温度を測定し、調理油が自然発火する約360℃に達する前にガスを自動的に止める装置です。(250℃～300℃で作動。)



ご静聴ありがとうございました。



製品安全施策については、
経済産業省HPトップページの
このアイコンをクリック



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry